

移住・定住施策に力を入れています

市は4年連続転入超過になりました

☎ 政策推進課 ☎ 内線 1211

市は、新しい活力を生み出すため、移住・定住施策に力を入れています。昨年は、日本人移動者（国内での移動に限る）が91人の転入超過（転入者が転出者を上回る）になりました。転入超過となったのは4年連続です。

出典：令和3年 総務省 住民基本台帳人口移動報告

取手市に住み続けるために とりで住ま入る(スマイル)支援プラン

☎ 都市計画課 ☎ 内線 3113

定住人口の増加と魅力ある住環境の整備を目的として、「とりで住ま入る(スマイル)支援プラン」の各種補助金を交付しています。

補助金額 プランにより異なります（概要は下に記載）

申請 窓口

申請期限 令和6年3月末日まで

とりで住ま入る(スマイル)支援プランの概要

各プランには条件があります。詳細は市ホームページをご覧ください。



◆新築一戸建て住宅の購入の場合

補助金額 最大50万円

主な条件 市街化区域（急傾斜地崩壊危険区域または土砂災害特別警戒区域外）、165平方メートル以上の敷地面積、10年以上の住宅ローンを組む、敷地面積の5%以上を緑化、長期優良住宅の認定を受けている など

◆中古住宅の購入や世帯員が増えてリノベーションする場合

補助金額 最大40万円

主な条件 市街化区域、延べ床面積が75平方メートル以上（マンションの場合は55平方メートル以上）、建築確認年月日が昭和56年6月1日以降、工事費用が100万円以上 など

◆持ち家(一戸建て)を子育て世帯に貸し、市内に転居する場合

補助金額 ・仲介手数料分…上限6万円

・入居者を募るためのリフォーム費用分…上限6万円

・家賃相当額分…上限1万円(月額)×36カ月

主な条件 市街化区域、貸す方が50歳以上で市内在住、借りる方が中学生以下の子どもがいる世帯 など

取手市でテレワークをする方や移住する方を応援

市外から移住する方に補助金を支給

市は、移住する方を支援するため以下の2制度を整備しています。とりで住ま入る(スマイル)支援プランとの併用も可能です。各制度には要件があります。詳細は市ホームページをご覧ください。

◆テレワーク移住促進補助金

☎ 政策推進課 ☎ 内線 1211

テレワークをするため住宅を取得して市外から移住する方に、住宅取得の費用を補助します。

補助金額 住宅を取得…50万円、賃貸住宅を借りる…5万円

申請 窓口か郵送(〒302-8585 寺田5139 政策推進課宛)

申請期限 令和5年1月31日(火)



◆わくわく取手生活実現事業補助金

☎ 産業振興課 ☎ 内線 1444

東京23区内在住か、東京圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県。一部地域を除く)在住で23区内に通勤する方が、市内に移住する際に以下の移住支援金を支給します。

支給額 単身…60万円、2人以上の世帯…100万円

※子育て世帯には、18歳未満の方一人につき30万円を支給。

申請 事前にお問い合わせください

申請期限 5年2月中旬まで



取手 JAZZ Festival 2022 Part1

☎ (公財) 市文化事業団 ☎ 73-3251

市民会館屋外の特設会場で、無料ステージを開催します。当日は屋台も出店する予定です。気軽にジャズを楽しみませんか。

日時 5月3日(火・祝)・4日(水・祝)

各11:00～18:00

会場 市民会館 屋外特設会場(荒天中止)

出演 市民ビッグバンド「キングフィッシャーズ・ジャズ・オーケストラ」、東京藝大 DROPOUT JAZZ ORCHESTRA など

◎出演者は、確定次第市民会館ホームページで公開します。10月には有料のプロステージ(Part2)の開催も予定しています。



市長

Mayor's column

コラム

一人一人ができる地球への責任の果たし方



取手市長

藤井信吾

取手市では、気候がすでに危機的な状況であることを踏まえ、未来を担う世代に持続可能な環境を引き継いでいく決意の表明として、令和2年8月3日に「取手市気候非常事態宣言」を発出しました。

温室効果ガスの大半を占める二酸化炭素の排出量を減らしていくため、私たちにはごみの削減が求められています。しかし、2年度の当市のごみ排出量は2万9,736トンとなり前年度比で63トン増えています。これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、外出自粛や生活様式の変化で在宅時間が増えたことも影響しています。また、常総環境センターの焼却量が最大許容値である年7万トンに対して、2年度実績は、6万9,612トンとな

り(稼働率:99.4%)、処理能力が切迫してきております。

可燃ごみの削減については、入り口ベースの厳正な選択(必要な分量を適切に購入し食品ロスを出さない)とともに、生ごみの再資源化(堆肥化)をご検討いただければありがたいと思います。一部地域の協力世帯では、緑の会およびエコグリーン常総のNPO法人2団体による食品リサイクル堆肥化事業を行っています。市でも生ごみ処理機購入費の一部を補助する「生ごみ処理機等購入補助金」を実施しています。

今月から、「プラスチック資源循環促進法」が施行されました。使い捨てプラスチック製品は人々の手間暇を省き、安価なことから私たちの生活の隅々に浸透しています。しかし適正に処理さ

れずに河川や海洋に流出したマイクロプラスチックが、おびただしい量で海の生物の生命に取り返しのつかない悪影響を与えていること、自然分解が困難なことを考えると、当然の立法化であると思います。マイボトル、マイ箸、マイスプーン、マイ歯ブラシを持ち歩き、使い捨ての物は使わないといった生活様式の変革も必要だと思えます。

脱炭素社会への第一歩は、民生部門でのあなたの行動にかかっています。アメリカの政治学者エリカ・チェノウェス氏は「人口の3.5%を動かせば社会が変わる」という3.5%の法則を発表しています。持続可能な社会を身近なところから実現していくため、ごみの減量へのご協力をよろしくお願い申し上げます。